

令和 8 年 度

道路メンテナンス（橋梁）工事（常磐橋外補修工）

特 記 仕 様 書

一般県道 多古山田線 外

香取郡多古町 東松崎 外

千葉県成田土木事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。
3. 設計書等に記載なき事項およびその他変更する必要がある場合は別途協議する。

第2条 設計変更等

設計変更等については、契約書第19条から第25条及び土木工事共通仕様書第1編 共通編1-1-14から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン令和3年1月」（千葉県県土整備部）によることとする。

第3条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供するこ

と。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。
- また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設副産物

本工事により発生する産業廃棄物は、以下のとおり処理すること。

① 常磐橋

廃材物	処分場	住所	運搬距離
無筋 Co 殻	(株) 林建材	香取市荒北	8.5km
As 殻	(有) 越川商店	山武郡横芝光町宮川	16.1km

② 中沢橋

廃材物	処分場	住所	運搬距離
無筋 Co 殻	(株) 林建材	香取市荒北	27.4km
As 殻	片野建材(株)	香取市与倉	30.0km

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第4条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準（令和7年10月）及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第5条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中は、工事区間の前後及び必要な箇所に誘導員を配置させ安全確保に努めなければならない。
3. 工事期間中における安全確保のため道路灯、バリケード等の保安施設を設置するものとする。
4. 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は下記のとおりとする。

作業区分	昼間作業	夜間作業	昼夜間作業
すべての工種	2人以上		

5. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
6. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
7. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第6条 工事打合せ

受注者は、工事打合せを行った場合、打合せ事項を「工事打合簿」に記入し、すみやかに監督職員に提出すること。

第7条 工事履行報告

受注者は、工事着手前に「工事履行報告書」に予定工程を記入し、施工計画書に添付して監督職員に提出すること。

また、受注者は、「工事履行報告書」に当該月の実施行程を記入し、毎月月末に監督職員に提出すること。

第8条 安全・訓練等の実施

・本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり4時間以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第9条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第10条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示するものとする。

第 1 1 条 環境に配慮した工事の実施計画

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事实施計画」について記載するものとする。

工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これにより難しい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第 1 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和 9 年 3 月 2 5 日限りとする。なお、工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	6 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0 . 7 8
うち休日（土日、祝日）	5 0 日間
その他の不稼働日	なし

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：4 2 日間／年間
ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：5 日間／年間

- (少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)
(過去 5 か年（2020 年 1 月～2024 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出)
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 13 条 施工時期及び施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工種
夜間作業	－
昼夜間作業	－

施工時間は、昼間作業は午前 9 時から午後 5 時まで、夜間作業は午後 9 時から翌朝の午前 5 時までを予定している。なお、交通規制が伴う工事の道路使用許可の時間帯については、昼間作業は午前 9 時から午後 5 時まで、夜間作業は午後 9 時から翌朝の午前 5 時までの予定である。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第 14 条 工事支障物件

占用物件等の費用負担

本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。

第 2 章 材 料

第 15 条 材料の確認

工事材料において必要な見本又は資料の提出及び検査は下表のとおりとする。

材 料 名	提出	検査		摘 要
		品質	数量	
伸縮装置	○			JIS以外の製品について
アスファルト舗装用骨材及び フィラー	○			事前審査で認定されたもの以外
瀝青材料	○			事前審査で認定されたもの以外
区画線	○			JIS以外の製品について

なお、上記以外でも監督職員の指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

第 16 条 区画線

1. 区画線の品質規格及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1) 熔融式

名称	規 格	数量 (kg/km以上)				備考 t=1.5mm ロスを 含む。
		15 cm	20 cm	30 cm	45 cm	
ペイント	JIS K 5665 3 種-1 号	570	760	1130	1700	
ビーズ	JIS R 3301-1 号	25	33	50	75	
プライマ		25	33	50	75	

2. 区画線設置の巾及び色彩は、下表のとおりとする。

種 別	巾 (cm)	色彩	摘 要
車道中央線 (常磐橋)	15	白	破線
車道中央線 (中沢橋)	20	黄	実線
外側線 (中沢橋)	15	白	実線

また、塗料の含有量は、15%～18%とする。

第 17 条 舗装表面保護工

舗装表面保護工の材料は下表のとおりとする。

常磐橋

名称	規格
浸透型プライマー A 剤	HQプライマー A 剤
浸透型プライマー B 剤	HQプライマー B 剤
5 号珪砂	
表面保護層 (特殊乳剤)	SST-Sゾール
表面保護層 (特殊骨材)	SST-Sサンド
表面保護層 (硬化剤)	普通ポルトランドセメント

第 3 章 施 工

第 18 条 一般施工

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物及び埋設管等には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなけ

ればならない。

3. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
4. 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は、標準操作方式建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成8年3月22日付経機発第35号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。また、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。
5. 本工事において使用する機械は、排ガス対策型・低騒音型機械を標準とする。

第19条 工事測量

受注者は、工事契約後すみやかに縦横断測量を実施し、現況を確認するとともに、計画縦横断図を作成し、施工計画書に添付し提出しなければならない。

第20条 仮区画線工

受注者は、本工事終了後（日当たり）、速やかに白色のトラフックペイント（常温式）により、区画線を原形に復旧しなければならない。

第21条 区画線工

1. 受注者は、材料使用量が確認できるよう、塗料空缶（袋）の全数量を撮影しなければならない。
2. 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂塵、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。
3. 受注者は、溶融式の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。
4. 受注者は、溶融式区画線の施工にあたって、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。
5. 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によって、ガラスビーズに片寄りが生じないように注意して反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。
6. 各線種毎、1箇所テストピースを採取し、幅及び厚さ（1.5mm以上）の計測を行う。

第22条 舗装表面保護工

歩道表面保護として、サーフトリート DN 工法と同等の方法により施工すること。

第 2 3 条 ひび割れ補修工

- ・ひび割れ箇所及びその周辺に付着している遊離石灰、塵芥、泥等を除去し、ひび割れに沿って、施工しなければならない。
- ・ひび割れ補修に使用する材料は下記のとおりとする

① 常盤橋

工 法	材 料	ひび割れ幅	摘 要
ひび割れ注入工	エポキシ樹脂系注入材	0.2mm～1.0mm未満	
ひび割れ充填工	可とう性エポキシ樹脂系	1.0mm以上	

② 中沢橋

工 法	材 料	ひび割れ幅	摘 要
ひび割れ充填工	プライマー	1.0mm以上	
ひび割れ充填工	ポリマーセメントモルタル	1.0mm以上	

第 2 4 条 断面補修工

- ・コンクリート表面で剥離及び劣化等の欠損部周辺を内部の健全なコンクリートと同等の強度が得られるところまではつり、ポリマーセメントモルタルを使用して異物等が混入しないように注意して施工しなければならない。
- ・コンクリートをはつる際に、破片の落下や散乱に注意しなければならない。

第 2 5 条 仮設工

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性・経済性構造等については請負者の責任において決定し施工するものとする。

受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。

第 2 6 条 準備工

足場工の設置にあたり、支障となる草木を事前に除去すること。なお、詳細については、足場工図（参考図）を参照とすることとし、受注者は除去範囲を事前に監督職員へ協議すること。

第 2 7 条 施工調査（鉄筋探査工）

受注者は、施工前に既設地覆箇所吊り足場アンカー設置個所において、常盤橋では鉄筋探査（横向き）、中沢橋では鉄筋探査（下向き）を実施し、鉄筋位置の確認を行い、監督職員に工事打合せ簿で報告すること。

第4章 そ の 他

第28条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和6年度版）「3. (2) 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和6年度版）及びデジタル写真管理情報基準（令和2年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL

(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム

(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第 29 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 30 条 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事について

1. 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。
2. 受注者は、工事の締結後、工事着手前に CCUS 活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。

第 31 条 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。実施にあたっては「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づくものとする。

第 32 条 特例監理技術者の配置要件

1. 本工事について、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）（維持工事の場合は、（１）～（９））の要件を満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に

2 件までとする。

- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 特例管理技術者が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。(※「維持工事とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)

- 2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(9)の事項について確認できる書類を提出すること。
- 3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第33条 その他

受注者は、施工に関する上記以外の件で疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種:舗装工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物 におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない

